

## 論文の内容の要旨

論文題目 木造建築遺産保存の理念と技法に関する日本と西洋の比較研究

氏名 マルティネス アレハンドロ

本研究は、木造建築遺産保存の理念と技法について、日本と西洋の比較を行うものである。この比較を通して、日本の木造建築遺産保存の特質を明確にすることを目的とする。

従来、日本と西洋の建築遺産保存の比較は、「木造建築」対「石造建築」の対立として理解されてきた。その結果、日本と西洋の違いは、主に建築遺産の材料と技術を基に説明されることが多かった。一方、日本と西洋における建築遺産の評価基準の違いなどの理念的な要素は、十分に注目されなかった。本研究では、日本の木造建築遺産の保存方法の特徴の理念的背景を明らかにすることによって、文化遺産保存における国際的な相互理解に貢献することを目指す。

本論文は序章、第I部、第II部、結章で構成される。

第I部では、木造建築遺産保存の理念に関して、第1章から第3章で検討したうえで、小結において木造建築遺産保存を巡る理念的な課題を纏める。

第1章では、建築遺産の保護憲章等の分析を通して、保存原則の形成過程を辿る。

「最小限の介入」・「材料の最大限保持」の両原則が、フランスで文建築遺産保存が行政の指導下に行われるようになってからのきわめて早い時点で成立した。ただし、こ

の段階では、修理の際に付け加える新材（取り替え材・補足材など）と残存する古材を区別する必要性が認識されていなかった。「新材と古材の区別」という原則は、イギリスの「保存運動」によって挿入された。さらに、19世紀末にボイトが作成したイタリアの憲章では、上記の原則を「新材と古材を明確に区別しながら、全体の外観を損なわないように調和させる」という形で成立させる。この時点では、ヴェニス憲章にみられる主な保存原則がすでにほぼ確立している。さらに1970年代より、介入の「可逆性」という原則が追加される。これらの原則は、1980年代から、イコモスが作成する多くの憲章等に組み込まれ、国際的に広く普及するようになる。

第2章では、保存原則が木造建築遺産に適応される過程を検討する。

保存原則を木造建築遺産の特質に適応し、国際的な合意を得た憲章を作成するための活動が、1975年に設立されて以降、イコモス木の国際学術委員会を中心に行われてきた。

木造建築遺産の保存憲章を作成する際に、基本的に一般の建築遺産保存の原則である「最小限の介入」・「最大限の材料の保持」・「新旧の区別と調和」・「可逆性」の原則が引き継がれた。さらに、伝統的な技術・材料の重要性が一層強調され、部材の取り替えに関する規定が追加された。

しかし、木造建築遺産を修理する際に、建物を健全な状態に取り戻すことを目指して「解体修理」という徹底的な修理方法が適用される場合がある。解体修理は、「最小限の介入」の原則と矛盾し、従来の原則の枠組み内ではその理念的な位置づけが困難である。さらに、「伝統的な技術の使用」と「最大限の材料の保持」とも矛盾し合う部分があり、両原則の調和が困難な課題である。このような矛盾は、木造建築遺産の文化的価値が様々な側面から構成されており、これらの側面には相反している部分があることに起因する。

第3章では、建築遺産の「文化的価値」、「真正性」、「完全性」の概念に注目し、その形成過程および変遷を検討する。

建築遺産の文化的価値の様々な側面の整理は、20世紀初頭にリーグルによって初めて行われた。リーグルは、既に様々な価値の側面に相反している部分があることを認識し、優先される価値の側面によって、異なる保存修理の方針が採られると指摘する。

一方、真正性・完全性の両概念について、西洋では建築遺産保存のはじまりから、明確な提言をせずに使用されてきたが、『世界遺産条約』によって、客観的に真正性・完全性の検証を行う必要に迫られた。当初、真正性の側面として、有形な要素が強調されていたが、奈良ドキュメントでは、真正性を多数な観点から評価することができると提唱された。ただし、各建造物について、その文化的価値の性格をもとに、関連する真正性の属性を認識し、これに踏まえて真正性の評価を行うべきである。

第I部小結では、第1章から第3章までの結果を纏め、木造建築遺産の価値の特徴について検討を加え、木造建築遺産の特質とその保存原則および保存方法の関連性について考察する。木造建築遺産の場合には、特に古材の学術的・感覚的価値、変形した形態が

伝える経年価値、伝統的技術の価値、構造体の技術的価値が肝心である。しかし、これらの価値は顕著に矛盾している。そのため、木造建築遺産保存のための汎用性のある一様の原則と方法を提示することが不可能である。むしろ、文化的価値の評価基準と保存原則の優先順位における微小な違いは、極端に異なる修理方法へと導く。

第II部では、事例の分析を通して、木造建築遺産の修理の基本方針と技法について、日本と西洋の比較検討を行う。

第4章では、西洋における木造建築遺産の基本方針について検討する。

西洋の木造建築遺産の修理事例の分析から、修理の基本方針を「延命」と「蘇生」という根本的に異なる二つの概念に大別できることが明らかになった。

延命方針は、時間の経過による建築の劣化を減速すること、すなわち、建築を現状のままに固定することを目的とするものである。この場合、古材の学術的・感覚的価値および変形した形態が伝える経年価値が重視される。これらの価値を護るためには、「材料の最大限保持」および「最小限の介入」の原則が優先される。これらの原則に従って、補強材を付加することを最適な修理手法とする。補強材は、保護対象の建物と異質の付加物とし、可逆的なものにする。

蘇生方針は、時間の経過による建築の変化を逆戻りすること、すなわち、建築を健全な状態に戻すことを目的とするものである。この場合、建築意匠の芸術的価値および構造体の技術的価値が重視される。これらの価値を護るためには、新旧の調和を図って建築意匠を損なうことを避け、構造体が設計された通りに挙動することが望ましいとされる。そのため、破損した部材の取り替えや補修と欠損している部材の補足を最適な修理方法とする。補足材や取り替え材として挿入される新材は、従来と同様な仕様と加工にし、修理後、建造物の一部とみなす。

第5章では、日本の木造建築遺産の基本方針について検討した上で、西洋との比較を行う。

日本では、大掛かりな修理を必要とする木造建築遺産については、建造物を一旦解体し、腐朽した部材の取り替え・繕いを行うとともに、変形を徹底的に修正することが修理の「常識」となっている。さらに修理の際には、多くの場合に「復原」が行われる。

このような修理方針が一貫して採用されてきた背景に、日本の木造建築の構造的特質や立地条件とともに、建築遺産に対する特定の評価基準がある。すなわち、日本では建築遺産の芸術的価値、構造体の技術的価値、建築史上の学術的価値が優先される。そのため、修理の際にはこれらの価値を損なうとされる変形を修正し、さらにこれらの価値をより明確にするために復原が行われる。しかし、その反面、建造物の経年価値、歴史的資料としての価値、用途の価値が損なわれる危険性がある。

第6章では、木造建築遺産の修理技法に注目し、その体系化を行った上で、保存原則の観点からそれぞれの技法について考察を行う。さらに、日本と西洋で使用されている修理技法について比較検討を行う。

先端が腐朽した構造木部材の修理技法が、「取り替えによる修理技法」と「付加による修理技法」に大別できる。さらに、「取り替えによる修理技法」のうち、「完全取り替え」、「木工技術による継木」、「合成樹脂の接着力による継木」、「木以外の材料による補修」がある。西洋では、上記の全ての修理技法が修理マニュアルで紹介されており、実際にそれぞれの適用事例も多く確認できる。一方、日本では、木工技術による継木（特に緊結金具等を用いないもの）が優先的に使用される。

同様な修理技法が適用される場合でも、西洋では部材を取り外さずに補修するために工夫を加えることに対して、日本では多くの場合に部材を取り外したうえで補修する。その反面、日本では補修後の部材の外観へのより高い配慮が確認できる。

保存原則の観点から見ると、修理技法を大きく二つの種類に分けられる。一つは、「最小限の介入」、「材料の最大限保持」、「可逆性」の保存原則を優先する。その背景に、建築遺産を過ぎ去った過去の物産とみなし、介入（修理）は建造物の価値の一部の損失を伴う行為と理解する考え方がある。そのため、建築技術と修理技術を明確に分けることを望ましいとする。「付加による修理技法」および充填剤を使用した修理技法はこの種類に属する。もう一つは、「新旧の調和」、「伝統的な技術の使用」、「構造的機能の復活」の保存原則を優先する。その背景に、修理は遺産建築の文化的価値を復活させることができる行為と理解する考え方がある。この場合、修理技術として、当初の建築技術に類似するものを適用する。「取り替えによる修理技法」はこの種類に属する。

西洋には、上記の二つの種類の修理技法が広く適用されている。一方、日本では基本的に後者によって修理が行われてきた。このことが、日本では木造建築遺産の意匠の芸術的価値および構造体の技術的価値が強調されてきたことを伝える。その反面、古材の学術的および感覚的価値、時間の経過を感じさせる建物の変形した姿の価値が犠牲にされてきた。

結章では、各章での考察の結果を踏まえ、今後の展望・課題について考察する。

木造建築遺産には、矛盾し合う文化的価値が潜在する。そのため、文化的価値の評価基準と保存原則の優先順位の違いによって、大きく異なる修理へのアプローチがみられる。日本では、芸術的価値、建築史の視点からみた学術的価値、技術的価値が重視されるため、修理の際に変形を修正し、当初の建築技術に類似する修理技術を使用する方法が確立してきた。しかし、今後、様々な種類の建築遺産に対応するために新たな修理へのアプローチを検討する必要があると思える。その際、海外で行われている多様な修理方法が重要な参考例となるだろう。